第２次養老町行政経営改革プラン

養 老 郡 養 老 町

目　　次

１．はじめに　…………………………………………… 1

２．養老町の状況　……………………………………… 2

３．目的　………………………………………………… 4

４．基本理念　…………………………………………… 5

５．基本方針　…………………………………………… 5

６．実施期間　…………………………………………… 6

７．推進方策　…………………………………………… 6

８．具体的な取り組み

基本方針１　機動力のある組織体制の形成　……………… 7

基本方針２　行政評価システムの確立　…………………… 7

基本方針３　組織の透明性向上　…………………………… 8

基本方針４　職員の能力開発　……………………………… 8

基本方針５　職場環境の整備　……………………………… 9

基本方針６　職員の意識改革　……………………………… 9

基本方針７　歳入の確保　…………………………………… 10

基本方針８　効率的な予算執行　…………………………… 12

基本方針９　計画的な財政経営　…………………………… 13

１．はじめに

養老町では、2000 年（平成 12 年）に「行政改革大綱」を作成し、この中で、①職員の資質の向上と意識改革、②町民と行政の協働体制、③簡素で効率的な行財政運営の推進という３つの基本的視点に立ち行財政改革をスタートした。2006 年（平成 18 年）２月には養老町行財政改革大綱（期間：概ね 2005 年（平成 17 年）４月から 2010 年（平成 22 年）３月）を新たに掲げ、翌年度にはこの大綱に基づく行財政改革実施計画（集中改革プラン）を策定し、個別の具体的な取り組み事項を掲げ全庁あげて取り組んできた。さらに、2011 年（平成 23 年）には、これまでの「行政を運営する」という発想から「行政を経営する」という発想に切り替え、行政経営改革プランを策定し、８つの重点取り組み項目を定め、行政経営の改革に取り組んできた。その結果、2017 年度（平成 29 年度）の行政経営改革プラン結果報告書のとおり、一定の成果を納めてきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の一層の進行、町民ニーズの多様化、地方分権の進展など著しく変化する社会状況の中で、これまでの取り組み結果に満足することなく、限りある行政資源を有効に活用しながら、新たな行政課題や町民ニーズに柔軟に対応するためには、積極的・効果的・効率的に行政経営を行うことが必要不可欠である。

２．養老町の状況

養老町の人口は、2010 年（平成 22 年）の 31,332 人（2010 年国勢調査）から 2015 年（平成 27 年）には 29,029 人（2015 年国勢調査）と 2,303 人（7.4%）減少している。さらに、2015 年国勢調査の結果から国立社会保障・人口問題研究所が推計した 2040 年の人口は 17,572 人であり、2010 年国勢調査の結果からの推計人口より 4,628 人（20.8%）少なく、本町における人口減少は急激な速さで進行しているといえる。

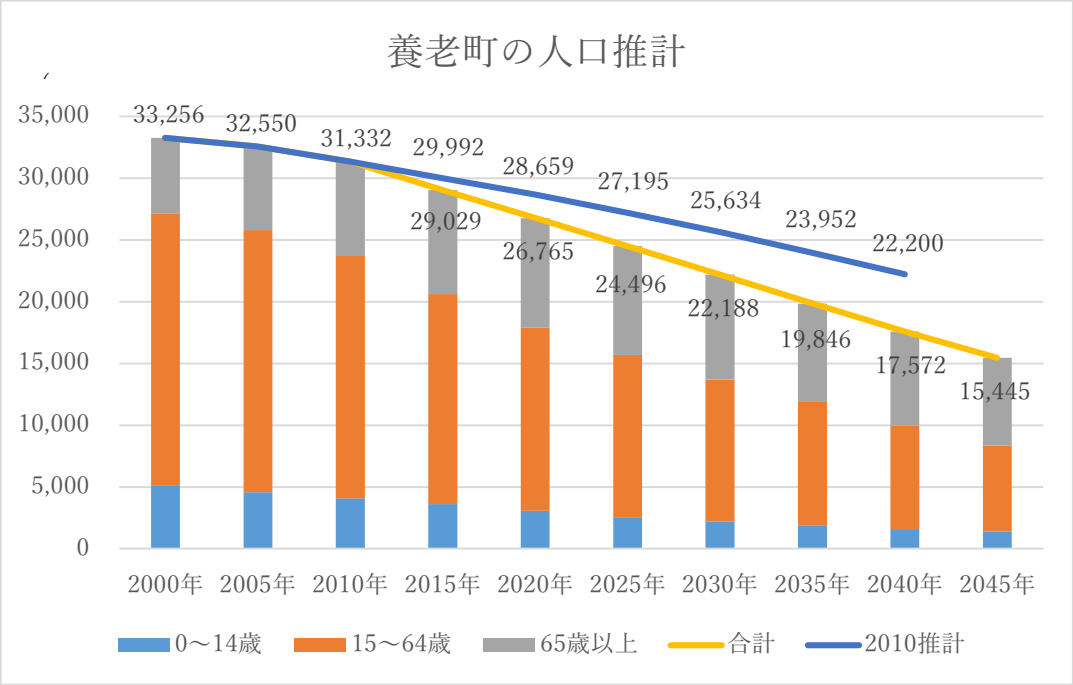

（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口）

また、2016 年度（平成 28 年度）普通会計決算における本町の財政状況は、主な財政指標で見ると、経常収支比率が 88.0%（前年度比 4.4 ポイント増）、実質公債費比率が 7.9%（前年度比 0.3 ポイント減）、将来負担比率が 82.3%（前年度比 5.8 ポイント増）となっており、経常収支比率、実質公債費比率ともに県内町村の平均を上回っている。

経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど自由に使える財源が多く、財政的に余裕があるといえます。

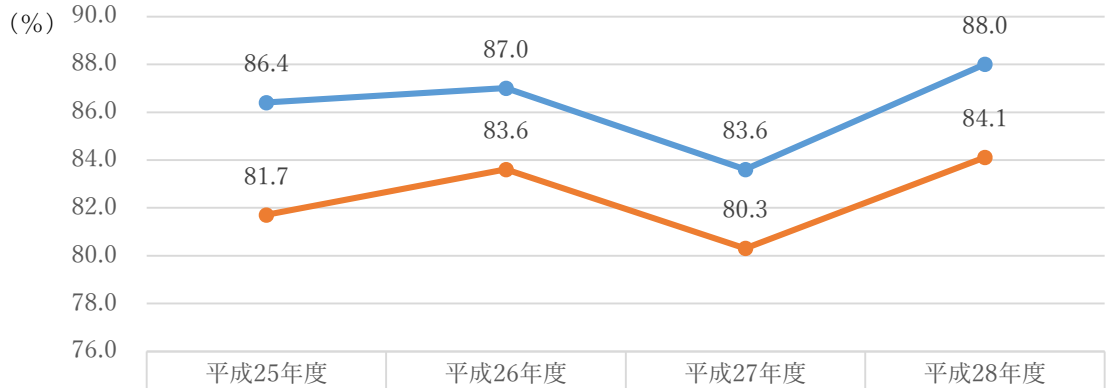

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養老町	86.4	87.0	83.6	88.0
県内町村	81.7	83.6	80.3	84.1

経常収支比率とは、町税や地方交付税など毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率です。

経常収支比率は、70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると言われています。

実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標で、一定の基準を超えると地方債の発行が制限されます。

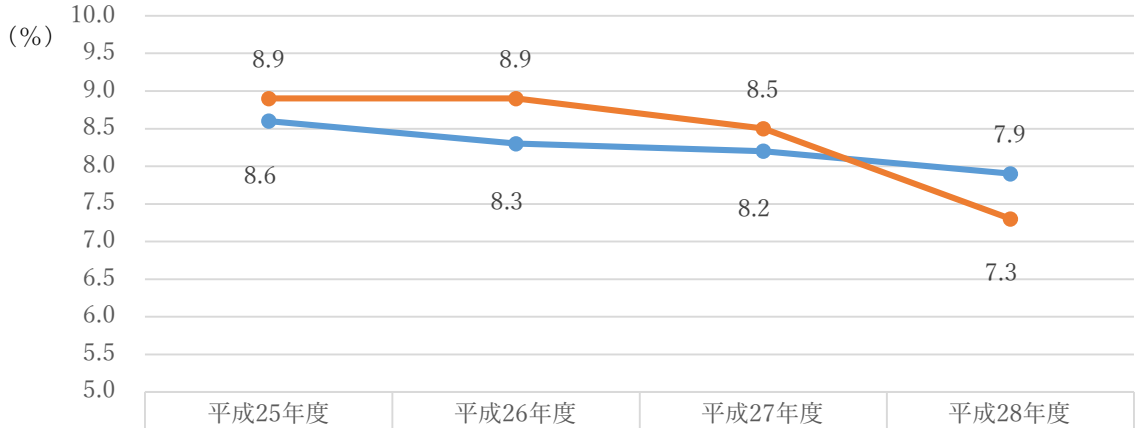

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養老町	8.6	8.3	8.2	7.9
県内町村	8.9	8.9	8.5	7.3

実質公債費比率とは、当該年度における一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準財政規模に対して、どれくらいの割合になるかを示す比率です。早期健全化基準として 25%、財政再生基準として 35%が定められています。

こうした状況を踏まえ、国や県の動向を的確に見極めて有利な制度の活用、自主財源の確保、老朽化する町有施設対策、徹底的な歳出削減の取り組みなど、最小の経費で最大の効果を挙げられる効率的な財政運営を目指すことが必要である。

これらのことから、これまでの基本理念を継承し、「行政を経営する」という視点から、地域経営の考え方に基づき行財政改革を進めるための計画を策定するものとする。

３．目的

養老町では、第五次総合計画「絆プラン」を最上位計画とし、４つの主要施策（輝く人のまち、活力のあるまち、安心・安全なまち、地域経営の推進）を掲げている。この主要施策を達成するため、各分野において個別に計画を策定し、具体的な取り組みを定めることにより、町政全体の方針を明確にしている。

さらに、分野横断的な計画として、人口減少対策や地方創生に特化した、「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略を策定しており、急激に進行する人口減少に歯止めをかけるため、外部有識者で構成する養老町地方創生推進委員会を立ち上げ、取り組みの評価検証を実施している。

第２次養老町行政経営改革プランは、第五次総合計画をはじめとする各個別計画を着実に推進するため、持続可能な財政基盤の確立を目的とする。

４．基本理念

住民視点からのさらなる行政経営改革

今回策定する第２次行政経営改革プランは、この基本理念を継承し、第１次行政経営改革プラン報告書において「②　当初計画の目標を達成しているが、今後新たな目的・目標を定めて行財政改革を推進していく。」及び「③　現在推進中または調査・研究中のため、今後も継続して実施または調査・研究を進めていく。」と定めた取り組み項目を継続するとともに新たな取り組み項目を加え、これまでの事業そのものを積極的に見直すとともに、健全財政を維持しながら費用対効果を意識し、確実に行財政改革を行うための計画である。

５．基本方針

行財政改革は、住民がより満足度の高いサービスを受けることができるよう、より簡素で効果的・効率的な行政経営を行うことが必要である。行政もこのことを認識し、そのサービスが提供できるシステムを確立するため、次の基本方針を定め計画的に推進する。

１　機動力のある組織体制の形成	２　行政評価システムの確立
３　組織の透明性向上	４　職員の能力開発
５　職場環境の整備	６　職員の意識改革
７　歳入の確保	８　効率的な予算執行
９　計画的な財政経営	

６．実施期間

この第２次行政経営改革プランは、実施期間を 2018 年度（平成 30 年度）から 2022 年度（令和４年度）までの５年間とし、期間中、進捗状況等に応じて適宜見直します。

７．推進方策

本プランの推進にあたっては、すべての職員が行財政改革の必要性や重要性を意識し、全庁あげて取り組むとともに、有識者等からなる養老町行財政改革推進審議会の助言を得るなど、その理解と協力を得ながら着実に計画を推進する。

なお、進捗状況については、議会及び行財政改革推進審議会に適宜報告するとともに、町のホームページなどを活用し公表する。

８．具体的な取り組み

基本方針１　機動力のある組織体制の形成

取組項目	行政の効率化と組織づくり	No.	1
取組概要	町民サービス向上の観点から施策・業務・窓口の一元化の検討など、社会状況の変化に対応し、随時組織機構を見直していく。総合窓口では、来庁者がスムーズに用務を終えることができるよう、受付メニューの充実、職員間の情報共有・連携などを図るとともに、業務の民間委託の検討を行う。出先機関は、本庁との業務のすみわけを明確にし、利便性の確保を図りながら今後のあり方についても検討を進めていく。 また、業務の集約によりスマート化した組織においても、重要な政策課題には部署横断的なプロジェクトチームやチーフ会議などを活用し、柔軟かつ速やかに対応できる体制を整える。		

指　標	目標値	備　考
プロジェクトチームの設置数	２件	平成２９年度 プロジェクトチームの設置数　１８件

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	機構改革の実施	総務課	検討	検討	検討	検討	検討
(2)	窓口業務の効率化の検討	全課	検討	検討	検討	検討	検討
(3)	出先機関のあり方の検討	全課	検討	検討	協議	協議	協議
(4)	プロジェクトチームの活用	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針２　行政評価システムの確立

取組項目	行政評価と予算編成などの連動システムの構築	No.	2
取組概要	養老町第五次総合計画の推進手法として、より実効性のある行政評価システムを確立させるため、事務事業評価を実施するとともに、施策評価を実施していく。その結果をもとに、行政評価システムを活用する各施策の実施に向け、人的資源や予算配分への反映を図る。また、行政評価を判断基準として、事業・イベントの見直しを連動して行う。 また、行政自身による内部評価に加え、町民も加わった外部評価の仕組みを次期総合計画の策定過程で構築し、協働のまちづくりを促進する。町の行政評価情報の公開を行い、まちづくりへの関心を高めることで行政への町民参画を促進する。		

指　標	目標値	備　考
見直しによる財政効果額	２５０万円	

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	行政評価の実施	企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	事業・イベントの見直し	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針３　組織の透明性向上

取組項目	適正な情報公開制度の運営	No.	3
取組概要	開かれた行政の実現を目指すため、情報公開制度の適正な運営に努め、町民の行政参加をより一層進めるとともに、行政の説明責任を果たしていく。町の保有する行政情報は、統一的な運用ルールを定め、情報閲覧コーナーやホームページ等において積極的な情報提供に取り組む。行政情報を公開することにより、町民との情報の共有を図り、協働のまちづくりを促進する。公文書の管理体制、情報公開審査会の運用などに関する研究を進める。		

指　標	目標値	備　考
町ホームページの更新件数	２５０件／年	平成２９年度 町ホームページの更新件数　１８４件

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	情報公開制度の適正な運営	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	行政情報の積極的な提供	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針４　職員の能力開発

取組項目	研修受講・資格取得の促進	No.	4
取組概要	地方分権改革の進展に伴い、職員の政策法務能力の向上を図るとともに、実務能力を高める研修の拡充を進める。職場の学習的風土づくりにより、積極的な研修受講や自己啓発を促進する。また、人事評価との連動により、職員の能力開発が昇任・昇格資料への活用や職員の適正配置につながるように努める。各部署において業務で必要な資格とその位置づけを明確化し、人事担当部署へ情報提供を行い、人材育成方針や採用計画も踏まえ全体的な調整を行っていく。		

指　標	目標値	備　考
職員の研修への参加率	５０．０％	第五次総合計画・後期基本計画　目標値 （平成３２年度）

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	職員の外部研修への参加促進	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	職員の自己啓発の促進	全課	実施	実施	実施	実施	実施
(3)	内部研修等の開催	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針５　職場環境の整備

取組項目	時間外勤務の縮減	No.	5
取組概要	時間外勤務削減のための事務分担の見直しや事務改善についてヒアリングを実施し、各部署において削減方策を明確にする。また、町全体として、職員の適正配置や業務内容の見直しにより、時間外勤務の縮減を図るとともに、事業の効率化を進める。 ノー残業デーの厳格な実施や実施日の追加により、計画的な業務遂行を促し、職員のヘルスケアに努める。フレックスタイム制の活用を検討するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。		

指　標	目標値	備　考
平均時間外勤務時間	１０時間／月	平成２９年度 平均時間外勤務時間　１４．２時間

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	削減に向けたヒアリングの実施	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	ノー残業デーの実施	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(3)	事務分担・事務改善の実施	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針６　職員の意識改革

取組項目	協働意識の浸透	No.	6
取組概要	住民自治を推進し、住民にできないことを行政が補完する新しい仕組みである『協働のまちづくり』を、地域と行政が対等の立場で取り組むため、協働という概念を町民や職員に理解・浸透させ、様々な事業の中で協働に対する意識醸成を図る。また、地域自治町民会議の設立や運営を支援し、地域課題への主体的な取り組みをサポートすることで地域コミュニティの活性化を図る。町民との協働をより一層推進するため専門的な係の設置や地域担当制度を検討する。 また、町内の施設・公園の清掃など職員ボランティアを継続して実施するとともに、地域の自主的な活動への職員の積極的な参加を促進し、地域コミュニティの一員としての意識を向上させる。		

指　標	目標値	備　考
地域協働による事業数	１１事業	

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	協働事業の推進	全課	検討	検討	実施	実施	実施
(2)	地域自治町民会議設立等の支援	企画政策課	協議	協議	協議	協議	協議
(3)	職員ボランティアの促進	総務課	実施	実施	実施	実施	実施

取組項目	広報・広聴活動の充実	No.	7
取組概要	町の魅力を発信するため、広報誌等で、地域資源のＰＲなど地域と連携した取り組みを進めるとともに、閲覧者の目的に応じた最適なレイアウト、情報提供方法の検討を行う。知りたい情報を容易に取得できるようホームページの充実を図るとともに、災害時などには情報をリアルタイムで伝達できるよう、ソーシャルメディア等の新たな情報発信手段の活用を検討する。ケーブルテレビを用いた行政情報番組では、多くの視聴者に町政情報を知ってもらえるよう、地域に密着した番組制作に取り組む。 町民のニーズを把握し、町民の声を反映した町政運営を行うため、広聴活動の充実を図る。町の各種計画や条例などを策定する際は、必ずパブリックコメントを実施し、町民から多く意見が出されるよう制度の周知にも取り組む。さらに、新たな広聴活動を検討し、より幅広い町民の意見の把握により協働のまちづくりを推進する。		

指　標	目標値	備　考
町ホームページへのアクセス件数	８０万件／年	第五次総合計画・後期基本計画　目標値 （平成３２年度）
パブリックコメントの実施件数	７件／年	平成２９年度 パブリックコメントの実施件数　３件

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	広報媒体の充実	企画政策課	検討	実施	実施	実施	実施
(2)	パブリックコメントの活用	全課	実施	実施	実施	実施	実施

基本方針７　歳入の確保

取組項目	収納率の向上	No.	8
取組概要	納税者の利便性を向上させるため、クレジットカード決済の導入やコンビニ収納の税目拡大など、新しい納付方法の導入を検討する。町税未納者に対しては、督促状の送付、文書・電話催告等の従前の取り組みに加えて、納付相談において生活状況の実態把握を行い、きめ細やかな対応に努め、収納強化に取り組む。正しい納税知識の啓発により、自主的納付率の増加を図り、地方税の安定的確保に努める。 町税、保育料、住宅使用料、水道料金等の収納体制の一元化により、徴収事務等が一括管理できるシステムを検討する。また、滞納等に伴う収納整理を行う際に、他の税目の収納状況との関連を照合し、適切な徴収ができるよう検討する。		

指　標	目標値	備　考
町税の収納率	９１％	第五次総合計画・後期基本計画　目標値 （平成３２年度）

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	納付方法の充実	税務課	検討	検討	実施	実施	実施
(2)	徴収一元化の検討	税務課	検討	検討	検討	検討	検討
(3)	自主的納付の啓発	全課	実施	実施	実施	実施	実施

取組項目	ふるさと納税の拡充	No.	9
取組概要	ふるさと納税サイトや町ホームページを通じてふるさと納税制度の周知を行うとともに、養老町にふるさと納税をしたくなる手法を検討し、寄附金の額を増加させることで自主財源の確保に努める。また、制度のＰＲ方法や返礼品の充実など他市町の事例を調査研究し、ふるさと納税制度の拡充を検討する。		

指　標	目標値	備　考
ふるさと納税制度による寄附額	１億７千万円	平成２９年度ふるさと納税制度による寄附額　１億９３３万円

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	返礼品の充実	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	ＰＲ手法の検討	総務課	検討	検討	検討	検討	検討

取組項目	広告収入の確保	No.	１０
取組概要	各種印刷物・発行物、公用車両、公共施設、ホームページなど、養老町の保有する資産等を広告媒体として有効活用し、様々な広告を掲示して広告料やネーミングライツ料による新たな収入源を確保する。既存事業の中で、広告料等による自主財源の確保に積極的に取り組み、自立的な財政運営を図る。広告スペースが全て埋まるよう地元企業訪問や町広報紙での周知に取り組む。 また、封筒や回覧板などの広告付物品の受入、民間企業とのタイアップ、有料施設に懸賞付入場券の創設など柔軟な発想のもと、新たな自主財源の創設を検討する。他自治体の事例を調査研究し、新たな自主財源の確保に向けた制度の検討を行う。		

指　標	目標値	備　考
広告による収入金額	２００万円	平成２９年度広報誌有料広告・ＨＰバナー広告収入　７０万円

実施項目		関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	広報誌・ＨＰなど有料広告の活用	企画政策課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	公有施設の命名権の活用	建設課	実施	実施	実施	実施	実施
(3)	新たな自主財源の検討	全課	検討	試行	導入	導入	導入

基本方針８　効率的な予算執行

取組項目	受益者負担の適正化	No.	１１
取組概要	負担金・補助金について、「養老町補助金の見直しの視点及び交付に関する基準」「養老町補助金の見直しガイドブック」に基づき、毎年度の予算編成において終期設定による見直しを検討する。町単独の補助事業について、官と民との役割分担の視点から補助事業全体を見直し、受益者負担の原則に基づいた補助制度の確立を目指す。役割分担に応じた補助率の設定を行い、例規等の改正により新しい補助事業の実施に取り組む。 使用料・手数料等について、町民サービスの受益に応じ公平に負担を求めるという観点から、その適正化を図る。対象となる事務事業の行政コストや望ましい公費負担割合について整理し、順次適正な金額に改定していく。経済動向などを考慮しながら原価計算等の検証を行う。また、近隣市町との均衡も考慮し、金額の見直しについて検討を行う。		

指　標	目標値	備　考
見直しによる財政効果額	１千万円	

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	負担金・補助金の適正化	全課	検討	検討	検討	検討	検討
(2)	使用料・手数料等の適正化	全課	検討	検討	検討	検討	検討

取組項目	省エネ等諸経費の節減	No.	１２
取組概要	令和２年度までに温室効果ガス２５．５％削減（平成17年度比）を目標とする「第２次養老町地球温暖化対策実行計画」を着実に推進することで、省エネルギーや省資源化等に関する職員の意識を高め、電気・燃料等の節減を図る。 また、コスト削減に関する先進事例の情報共有により、全ての職員の行動基準を見直し、事務経費の削減を実践できるよう取り組みを進める。ＩＣＴを活用したペーパーレスの取り組みなど全庁的な調査を行なった上で段階的に実施する。		

指　標	目標値	備　考
ＣＯ２排出量削減割合	２５．５％	第２次養老町地球温暖化対策実行計画　目標値

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	省エネ活動の推進	生活環境課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	施設管理経費の節減検討	建設課	検討	検討	検討	検討	検討
(3)	ペーパーレスの推進	企画政策課	調査	検討	実施	実施	実施
(4)	事務経費削減の検討	全課	検討	検討	検討	検討	検討

基本方針９　計画的な財政経営

取組項目	中長期財政計画の進行管理	No.	１３
取組概要	人口減少社会を迎えるなか、財政の硬直化が懸念される状況を踏まえ、中長期の収支を見通した「養老町中長期財政計画」に基づき、各種財政指標を注視しながら、今後の財政の健全化を図る。また、計画に基づいた財政面での裏付けが、毎年の予算編成に反映できるよう努める。 新地方公会計制度に基づく財務書類４表を活用し、行政経営に係るコストを明確にすることで、職員のコスト意識の醸成を図るとともに、行政経営の効率化と経費縮減を図る。さらに、財務書類の新たな活用策を検討するとともに、担当職員の理解度を深める。		

指　標	目標値	備　考
実質公債費比率	前年水準以上	平成２９年度実質公債費比率　７．７％ 将来負担比率　９０．９％
将来負担比率	前年水準以上	

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	中長期財政計画の進行管理	総務課	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	各事業の適正な財政経営	全課	実施	実施	実施	実施	実施

取組項目	公共施設の管理運営の見直し	No.	１４
取組概要	民間の資金やノウハウを生かした施設の管理運営を行うことにより、住民サービスの向上と運営経費の削減を図るため、町直営施設に指定管理者制度やＰＦＩ方式などのＰＰＰ（官民連携）手法の導入を検討する。また、行政サービスの提供主体を十分に精査し、業務の効率化及びサービスの向上を図るアウトソーシングを推進する。さらに、ＮＰＯなどの団体と協働の取り組みも検討する。地域で管理運営を行うことでより活性化が図られる施設については、地域への移譲など地域団体が管理運営に参画する方法を検討する。 「養老町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の長期的な視点に立った更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施する。使用しなくなった園舎・会館など公有施設の事後処理や遊休施設の有効活用の検討を進める。		

指　標	目標値	備　考
指定管理者制度導入施設数	８施設	第五次総合計画・後期基本計画　目標値（平成３２年度）

	実施項目	関係部署	工　程　（年 度）				
			H30	R1	R2	R3	R4
(1)	指定管理者制度等の導入検討	全課	検討	検討	検討	検討	検討
(2)	公共施設等総合管理計画の進行管理	建設課	実施	実施	実施	実施	実施
(3)	町民プールの適正な管理運営の検討	スポーツ振興課	検討	検討	検討	検討	検討